

事務連絡
令和2年9月9日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の委託契約について
(再周知)

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取り扱いについては、「新型コロナウイルス感染症にかかる行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日付け健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年6月25日最終改正）により、都道府県、保健所設置市又は特別区と医療機関との間における、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく行政検査の委託契約の締結についてお知らせしてきたところである。

また、季節性インフルエンザの流行期に備えて、更なる検査体制の強化が必要であり、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け事務連絡）¹において取組をお願いしたところである。

このため、「新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者の取扱いについて」（令和2年8月3日付け事務連絡）²において検査の実施に向けて対応をお願いしたところであるが、改めて以下について留意いただき、行政契約の締結を積極的に進めていただくようお願いする。

¹ <https://www.mhlw.go.jp/content/000667888.pdf>

² <https://www.mhlw.go.jp/content/000656009.pdf>

- 契約を希望する医療機関が適切な感染対策（別添参照）が講じられていることを表明した場合には、その表明をもって要件を満たすものとして委託契約の締結を行うこと³。また、その表明については、文書・口頭・電話等の方式はいずれでも構わないこと。
- 行政検査の委託契約の締結前にした検査であっても、事後に委託契約を締結した場合にはその効果は遡及させることができること⁴としたところであり、医療機関が検査を行った場合には、適切な感染対策（別添参照）が講じられていることを表明したものとして取り扱い、積極的に委託契約の締結を行うこと。

³ 「新型コロナウイルス感染症にかかる行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日付け健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年6月25日最終改正）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000644313.pdf>

「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（再周知）」（令和2年7月17日付け事務連絡）<https://www.mhlw.go.jp/content/000650460.pdf>

⁴ 同上

新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施するために求められる要件

1 PCR検査（唾液）又は抗原検査（唾液）に係る委託契約を希望する場合

（以下、全ての□にチェックがつくことが必要）

- 疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けられていること（少なくとも診察室は分けることが望ましい）
- 必要な検査体制が確保されていること
- 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。具体的には、以下のような要件が満たされていることであり、詳細は、「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について（その2）」（令和2年6月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）⁵を参照すること。
 - ・ 標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
 - ・ 採取された唾液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。

2 1に加え、PCR検査（喀痰、鼻咽頭拭い液等の唾液以外の検体）又は抗原検査（鼻咽頭拭い液）も実施することを希望する場合

（以下、全ての□にチェックがつくことが必要）

- 疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けられていること（少なくとも診察室は分けることが望ましい）
- 必要な検査体制が確保されていること
- 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。具体的には、以下のような要件が満たされていることであり、詳細は、「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について（その2）」（令和2年6月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）を参照すること。
 - ・ 標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
 - ・ 採取された唾液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。
 - ・ 鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護

⁵ <https://www.mhlw.go.jp/content/000639085.pdf>

- 具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。
- ・ エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば気道吸引、下気道検体採取等）を実施する場合は、N95 マスク（またはDS2 など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。

（参考）

「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について（その2）」（令和2年6月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）（抜粋）

2. 新型コロナウイルス感染症患者（同感染症が疑われる者も含む。以下同じ。）を診察する際の感染予防策について

（1）各地域における新型コロナウイルス感染者の報告状況や帰国者・接触者外来の設置状況等を考慮し、各医療機関は下記に基づいて感染予防策を講じること。

- ・新型コロナウイルス感染症患者に対しては、標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
- ・同患者から採取された唾液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。
- ・同患者の鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。
- ・同患者に対し、エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば気道吸引、下気道検体採取等）を実施する場合は、N95 マスク（またはDS2 など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。
- ・同患者の診察において上記感染予防策をとることが困難である場合は、最寄りの帰国者・接触者外来に紹介すること。
- ・基本的にシューズカバーをする必要はないこと。
- ・個人防護具を着用中また脱衣時に眼・鼻・口の粘膜を触れないように注意し、着脱の前後で手指消毒を実施すること。